

札幌市公文書管理審議会（平成28年度第1回）

会 議 録

日 時：平成28年8月30日（火）午前11時開会
場 所：札幌市公文書館 3階 講堂

1. 開 会

○事務局（渡邊行政部長） 皆様、おはようございます。

定刻前ですが、皆さんおそろいですので、ただいまから、平成28年度第1回札幌市公文書管理審議会を開会いたします。

私は、事務局を担当しております行政部長の渡邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきまして、また、今回、2年に一度の委員の改選ですが、ご就任いただき、誠にありがとうございます。

この後、会長が互選されるまでの間、私が議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、委員の出席状況のご報告です。

本日、全員が出席されており、会議の定足数を満たしていることをご報告いたします。

次に、資料の確認ですが、本日の会議次第と資料をお配りしております。事務局から説明させていただきます。

○事務局（前田総務課長） 行政部総務課長の前田でございます。よろしくお願いいたします。

机にお配りさせていただいております次第をご覧ください。

本日の議題は、2件となっております。

1点目は、改選後初めての会議となっておりますので、会長及び副会長の選任、審査請求審査部会の設置となっております。これに関係してお配りの資料がございまして、資料1として公文書管理審議会規則、資料2として昨年度の第2回審議会で改正させていただいた審査部会の運営要領となっております。

そして、次第にお戻りいただき、本日の2点目の議題は、平成27年度公文書館事業報告でございます。これにつきましては、2冊の年報をお配りしております。この内容につきましては、後ほど改めてご説明を申し上げます。

会議次第と資料の説明については以上でございます。

○事務局（渡邊行政部長） 本日は、新任期が始まってからの第1回目の会議ですので、初めに、各委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。

まず、向かって左側の木村委員から時計回りでお願いします。

○木村委員 市民委員の木村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○片桐委員 小樽商科大学の片桐です。どうぞよろしくお願いいたします。

○大濱委員 こちらの委員会の立ち上げのときからずっと委員をしております大濱です。よろしくお願いいたします。

○鈴江委員 鈴江英一と申します。

私も、この審議会の立ち上げのときからかかわっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○郡司委員 今回から委員になりました郡司美枝と申します。

酪農学園大学の非常勤で、日本史を担当しております。よろしくお願ひいたします。

○小谷委員 札幌弁護士会所属の小谷と申します。

私も、今回から参加させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○山下委員 前回に引き続き委員を務めることになりました北海道大学の山下と申します。

行政法を専攻しております。よろしくお願ひします。

○事務局（渡邊行政部長） ありがとうございます。

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

改めまして、行政部長の渡邊でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（前田総務課長） 総務課長の前田でございます。よろしくお願ひします。

○事務局（野澤文書事務担当係長） 文書事務担当係長の野澤と申します。

事務局の庶務を担当させていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（下山職員） 文書事務担当係の下山と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（綿貫公文書館長） 公文書館長の綿貫と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（青木管理係長） 管理係長の青木と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（白土主査） 主査の白土と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（榎本職員） 公文書館職員の榎本と申します。よろしくお願ひします。

○事務局（渡邊行政部長） 事務局の職員は以上でございます。

2. 議 事

○事務局（渡邊行政部長） それでは、議事に入ります。

まず、会長の選任ですが、資料1の札幌市公文書管理審議会規則第2条第1項で、会長は委員の互選によるとしておりますので、ご推薦がございましたら発言をお願いしたいと思います。

○鈴江委員 大濱委員がこれまでも会長をなさっておられるので、引き続きお願ひしてはいかがかと思ひます。

○事務局（渡邊行政部長） ありがとうございます。

ただいま、鈴江委員から大濱委員を推薦する意見がございましたが、いかがですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（渡邊行政部長） それでは、これ以降は大濱会長に議事進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大濱会長 引き続き、会長をいたします。

札幌市公文書管理審議会は、移管の問題については、他の館に比べてシステムがきちんとできていると思ひます。それをさらに充実していくような形でこれからも運営したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、副会長の選任に移りたいと思います。

副会長についても委員の互選となっておりますが、どなたかご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

○山下委員 前期に引き続いて、鈴江委員がふさわしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○大濱会長 鈴江委員ということですが、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○大濱会長 それでは、鈴江委員に副会長をお願いすることにいたします。

鈴江副会長から就任の挨拶をお願いします。

○鈴江副会長 先ほどの自己紹介に一言つけ加えさせていただくと、札幌市公文書館の設立のときに知恵を巡らせた経験がありますが、私は、北海道立文書館設立のときは職員としてかかわっておりました。したがって、札幌市内では二つのアーカイブズの設立にかかわる機会を与えられました。

この二つの時期の間には職場が東京にありまして、今は組織が変わっておりますが、国文学研究資料館と附属の歴史の史料館に勤務しておりました。そこでは、国立公文書館とは別ですが、アーキビストの養成などにかかわっておりました。

引き続き、札幌市公文書館のこれからの発展にかかわっていきたいと思いますし、将来、公文書館が発展する姿をぜひ見たいものだと願っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大濱会長 次に、審査請求審査部会の設置について諮らなければなりません。

利用決定と審査請求の審査というのは、即時性と専門性と機密性が非常に求められておりますので、前任期において部会を設置しました。今回は新任期となりましたので、審査請求審査部会を設置したいと思いますが、部会を構成する委員を新たに決定しなければなりません。

条例規定上は3名となっておりますが、もし異議がなければ私から委員を推薦してよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○大濱会長 それでは、異議がないようですので、委員として、前回に引き続いて、札幌市情報公開個人情報保護審査会の委員をされている片桐委員と弁護士の小谷委員に参加していただきたいと思います。そして、私を含めて3名でよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○大濱会長 それでは、片桐委員と小谷委員、よろしくお願ひいたします。

3名で構成いたしますが、部会長を決めなければなりません。

そこで、前年度と同じように、私が部会長をやるということではよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○大濱会長 それでは、私が部会長となって審査部会を開くことにいたします。

次に、平成27年度公文書館事業報告について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（綿貫公文書館長） 公文書館の事業報告についてご説明させていただきます。公文書館長の綿貫と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしました札幌市公文書館年報第3号に基づいて説明させていただきます。

まず、お配りした年報ですが、2分冊になっております。去年までは1冊でしたが、今回、研究論考編が分冊になってしまい、2冊となっております。当初は1冊にまとめる予定でしたが、掲載用に執筆していただいた論文が予想を超えるページになってしまい、市役所の印刷センターで1冊にまとめて製本できるページ数を超過してしまいましたので、大変申し訳ありませんが、分冊という形をとらせていただきました。

それでは、本編に基づいて事業の報告をさせていただきます。

本編の表紙に開道50年のときの博覧会の絵が描いてある表紙をめくっていただきますと、目次がございます。目次をめくっていただきまして、1ページ目から3ページ目まででございます。

こちらは、公文書館の概要を説明しております。沿革やおよその様子です。こちらの内容につきましては、前回の第2号と同様の内容となっておりますが、見やすく、わかりやすく工夫したいということで、今回から写真や館の案内図を入れて掲載しております。これが館の概要で、1ページ目から3ページ目に記載しております。

続きまして、4ページを開いていただき、事業の内容に入っていきます。

4ページは、特定重要公文書の受け入れ、保存簿冊の状況でございます。

こちらは、平成26年度いっぱいまで保存期間が満了した公文書を平成27年度に受け入れ、保存している分でございます。危機管理対策室から選挙管理委員会まで全部で16の室、局、委員会から合計669件の簿冊を受け入れております。そのすぐ右側が30年以上ですが、このうち、30年以上のものは411件となっております。

続きまして、右側の5ページから6ページにかけて、平成27年度満了文書の受け入れ状況を説明させていただきます。

そして、こちらは、まず5ページの一番上の冒頭のイ)の移管指定スケジュールですが、大体、前年度と同様の日程で作業を行いまして、今年3月の審議会にお諮りしたところでございます。ですので、こちらについては3月の審議会と内容が重複しますが、順にご説明させていただきます。

5ページの真ん中辺の①ですが、去年7月の時点で満了予定していた文書が10万4,967件、そして、その時点で各課で延長したいと言っていた文書が8,819件、合計して11万3,786件ございました。この満了文書と申しますのは、平成27年度末で保存期間が満了する予定の文書の中から保存期間を延長した文書を除いたものでございます。その中から、公文書館に移管するか廃棄するか、どちらかにすることになります。

延長文書は、今、とりあえず各課で保存期間を延長して保管しておいて、延長期間が満

了したときに改めて移管、廃棄を検討して決定する文書でございます。

それから、②ですが、各課と公文書館の移管指定状況を整理しております。

7月から8月にかけて、右側の各課では669件を公文書館に移管指定しており、公文書館では10月までに617件を指定しております。双方で指定した重なる部分や重ならない部分がありますが、双方で同じものを指定したものは、このうち97件ございました。これについては、公文書館でも各課でも移管しようとしたものですので、問題なく移管となりました。その後、残りの分について意見が食い違っておりますので、12月までに公文書館と各課で協議を行いました。

ページをめくっていただき、6ページですが、上の③でございます。

公文書館では617件を指定しましたが、ここから双方が指定した97件を除くと520件になるわけですが、520件につきまして各課と協議した結果、結論としては、移管が225件、延長が280件、指定を取り消して廃棄することになったものが15件となりました。

次に、各課では、669件を指定したうち双方で指定した97件を引くと、残りが572件になります。これにつきまして、公文書館と話し合いをした結果、結局、移管が10件、延長が5件、指定を取り消して廃棄することになったものが557件となりました。

公文書館と各課の双方で指定した97件と、話し合いの結果、公文書館側の指定から225件、各課で指定した側から10件が移管ということになりましたので、合計332件を移管したいということになりまして、これを審議会にお諮りいたしました。

この過程で各課と様々なやりとりを行ったわけですが、お互いに改めて調査したり、報告や検討機会を持ったり、必要があれば公文書館の職員、専門員が各課を訪問し、実際に現物の文書を見てみたり、文書保存センターに行ってみたり、各課の担当者から簿冊についての情報をいただいたりしました。

今回の数の中で言いますと、各課が当初移管してはどうかと指定した中から、結果的に指定を取り消すことになったものは557件と結構な数になっております。このうちの大部分を占めます531件が国勢調査の関係の資料で、企画課の統計担当が持っていたものでございます。中身的には、大半が資料として持っていたもので、全国版の国勢調査の資料や、北海道以外の県の国勢調査の資料がかなりの部分を占めておりました。

このほか、札幌市内でも調査の原票は国に行ってしまうので、調査区ごとで数を集計した中間的な表が入っていましたが、こういったものも中身が半端で利用しづらいということと、大半を占めていた資料関係の指定を取り消したということでございます。

特に、全国版や各県の資料につきましては、中央図書館と話をしております。図書館で持っていないようなものについては、資料として図書館に移管するという話をしております。

このような経過をたどり、最終的に、11万3,786件の文書のうち、公文書館に移管することになったものは332件、延長が9,576件、廃棄が10万3,878件と

なりました。この段階の移管率が0.3%ということで、6ページの④の移管指定協議終了というところに表が二つ書いてありますが、上の表でいきますと、一番上に移管と書いておまして、332件、0.3%でございます。

ただ、下の表にも書いてありますが、30年保存のうち、63.3%が延長になっております。そして、過去の実績から見ますと、延長されたうちから半数程度ぐらいはその後移管されている傾向がございますので、最終的には延長したものの文書を足しますと、実質的な移管率は1.2%程度になるのではないかと見込んでおります。

そして、今後の作業としては、今年3月に審議会に諮って移管が決定したわけですが、その332件について、現物が公文書館に入ってきております。それで、中身やタイトルを確認しており、整理の必要なもの、分冊の必要なものについてはそういった措置をして、平成28年度の受け入れ保存簿冊ということで、4ページに前の年のものがありました。この次のものにつきましては、来年の公文書館年報第4号に掲載する予定でございます。

引き続きまして、右側の7ページに移らせていただきまして、7ページの上から2番目の(3)の特定重要公文書の目録公開・審査状況についてご説明させていただきます。

札幌市公文書館が開館したのが平成25年度でございますが、25年度から27年度までに合計で5,931件の特定重要公文書を受け入れております。これは受け入れ件数ですが、その下の目録公開につきましては、受け入れた5,931件全件について目録を公開しております。

そして、実際に利用請求があったときに、例えば、個人情報がないとか、審査をできるだけ事前にして、請求があったときにスムーズにしたいということで審査しております。

そこで、平成27年度の受け入れ件数について補足させていただきます。

平成27年の受け入れ件数は716件となっております。

先ほど4ページで説明した受け入れ簿冊総数が699件となっております。これよりも多くなっております。実は、平成27年度の公文書の受け入れとしては699件ですが、そのほかに、市民の皆様から寄贈していただいていた資料のうち、特定重要公文書として登録するに適したものをこれとは別に選び出し、昨年度は年度末までに17件を登録いたしましたので、699件と17件を合わせて716件の登録をしているところでございます。

それから、(3)の表の一番下の欄の審査の件数ですが、特に平成27年度につきましては46件ということで、前年度と比較してかなり少ない件数になっております。実は、先ほど申しました699件の受け入れの話ですが、前年度に審議会にお諮りして移管決定した重要公文書の件数は289件だったわけです。そして、平成27年度の春に現物が公文書館に届き、ふたを開けて整理すると、公文書管理の仕組みがまだ浸透していなかった30年くらい前の古い時代の文書箱などがかなりございました。最初のころは仕組みが職員に浸透しておらず、簿冊名は1件ですが、開いてみると何冊も入っているということがかなりありました。結果的に、289件だったものが、開いてみて整理し直すと699件

と倍以上に増加してしまいました。この整理作業に非常に労力を要したので、その分、審査業務に手が進まなくて、大変申し訳ありませんが、審査済みの件数は46件にとどまったところでございます。

今年度につきましては、332件の移管決定があり、実際に現物が届いているところですが、ここまでひどいことにならないような見込みですので、審査が進むように努力してまいりたいと考えております。

それから、この年報には掲載しておりませんが、平成28年度満了文書についても併せて報告いたします。

平成28年度末で満了する文書につきましては、各課が持っている公文書について、保存期間を満了するか延長するか、満了文書を移管するか廃棄するかを決定してくださいという依頼文書を総務課から6月1日に出しております。そして、1回目の保存期間の満了、延長の処理期限を7月1日に設定しました。それから、満了文書の移管、廃棄の処理期限を7月29日に設定して通知したところでございます。

現在、公文書館側からこれは移管したほうが良いと指定する公文書を選別する作業を公文書館でも行ってございまして、10月から前年度と同じように各課と相談して移管の指定を決めていくというスケジュールでございます。

その後の予定については、平成27年度とほぼ同様となる見込みでございます。

引き続き、7ページの写真の下のあたりからですが、ここから11ページにかけて利用状況の報告が掲載されております。

2の利用状況のすぐ下の(1)の来館者数です。

平成26年度は2,169人が来館されましたが、平成27年度は1,898人に減少しております。26年度は多いわけですが、この年、全国公文書館長会議が札幌で開催されて、一部の会議は当館を会場にして開催したところでした。この会議に来られた方々の見学等がかなりございました。こういったことも含めて2,000人以上の数になっております。逆に、その下の閲覧室の利用者数を見ますと、平成26年度に比べて27年度のほうが若干増えております。

次に、(2)の資料申請、閲覧、複写サービスです。

特定重要公文書につきましては、申請が81件、閲覧が238件、複写が95件となっておりますが、前年と比べると、申請が若干増えて、閲覧、複写が若干減ったような状況になっております。それから、その下の一般資料ですが、こちらにつきましては、申請、閲覧、複写のいずれも前年度より増えております。

資料全体では、申請、閲覧、複写、いずれも増加している傾向になっております。

ページをめくっていただき、8ページですが、一番上の(3)のレファレンスの状況でございます。

こちらにつきましても、おおむね増加してございまして、一番右端の市民対応が前年と比べると若干減っておりますが、トータルでは増加してございまして、各項目もおおむねレフ

アレンスの数は増えております。

それから、その下の（４）のホームページのアクセス状況ですが、こちらは、表を見ていただきますと、所蔵資料の検索の件数が若干減っておりますが、公文書館のホームページそのもののアクセス数や特定重要公文書の検索数につきましてはともに増加しております。

このように、全体的に見ますと、おおむね少しずつ利用が増えてきている傾向にあると考えておまして、徐々に公文書館の名前も浸透してきているところだと思います。これからも、行事や展示、ホームページの記載あるいは刊行物、マスコミへの資料提供などいろいろな方法を使い、公文書館の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

引き続きまして、８ページの（５）の視察・見学団体の入館者数、９ページから１１ページまでの（６）の資料掲載状況について説明させていただきます。

まず、８ページの（５）の視察見学者数ですが、平成２７年度は、１９団体、５００人が公文書館を視察、館内見学等をしております。

それで、前年度は８００人以上の施設見学がありましたが、先ほど申しましたように、全国公文書館長会議が札幌で開催された関係で出席者等の視察がかなりあったということでございます。

それから、これ以外にもいろいろな理由で見学されますが、札幌市の中でも公文書の研修をやっておりますので、職員向けの研修の後で見学をしたり、ほかの都市で公文書館を立ち上げるところがたくさんございます。そういったところからの視察、あるいは、公文書館だけではなく、学校の跡施設の利用という面もございますので、そういった点で調査される方や、研究などのいろいろな目的で来館されております。

そして、（６）が資料掲載状況でございます。

公文書館の資料をほかの媒体に掲載している状況を一覧にしております。

個人で調査研究されているものについては資料に含めておりません。

右上にあるように、利用点数は２，６３０点となっておりますが、前年度は１，８１７点でしたので、こちらの件数も増加しております。

当館は写真の資料がかなりございますので、そういったものを新聞、雑誌、テレビなどで利用されるケースがございます。

表の中を見ていただいてもおわかりだと思いますが、NHKや民放のローカルのニュース番組やワイドショーなどで地域の歴史や意外なエピソードなどを紹介するときなどに、例えば公文書館が持っている写真を使って番組を進行したりということが間々ございます。それから、タウン誌のような雑誌関係の記事で利用がかなりございます。そういったときに、札幌市公文書館所蔵と表示していただいておりますので、テレビや新聞、雑誌などで名前を目にする機会が結構あるような状態になっております。

それから、去年は、NHKの「ブラタモリ」という人気番組で、１１月に札幌の特集をしまして、そのときは９月ぐらいから事前の資料調査ということで資料の閲覧に来られた

り、うちの職員に相談されたりということがございました。番組の中ではうちの資料の紹介はありませんでしたが、エンディングロールの資料提供の中に札幌市公文書館の名前を入れていただきました。

こういったことで、公文書館というものがあるのだということが一般の方々に浸透していくことに多少は役に立っているのではないかと考えております。

それから、11ページに移りまして、普及啓発についてでございます。

普及啓発のため、マスコミ関係以外にも、館独自で講座などを行っております。

まず、講座の開催状況ですが、平成27年度から公文書館で開催する講座の種類、回数を増やしました。特に、古文書講座や講演会はかなり盛況になっております。

古文書講座につきましては、初級コースと中級コースを開催して、定員を超える回も出てきております。

それから、真ん中の下のほうですが、札幌の歴史探検というものがございまして、小・中学生を対象にして、札幌の歴史に関するテーマを選び、職員が講義した後、生徒がうちの資料のコピーなどを使って自分で歴史の新聞をつくるという講座を夏休みと冬休みに合わせて開催しております。こちらも、自由研究などに使いたいということで参加される方が結構おります。

それから、平成26年11月から公文書館の講演会を開催するようになり、平成27年度は3回開催しております。札幌の歴史について、年代を追って、毎回、テーマを設定し、わかりやすく解説しております。こちらはかなり人気の講座となっております。

これとは別に、12ページになりますが、もう少し身近な話題も含めて、平成27年度からさっぽろ閑話を開催しております。こちらについては、平成27年度中に5回開催しております。こちらにつきましては、専門員の中からも講師を務めてもらっております。

引き続きまして、展示の関係について説明させていただきます。12ページの途中から13ページの上になります。

毎年7月にいろいろな施設でカルチャーナイトを行っておりますが、公文書館も毎年参加しております。平成27年度は、たまたま10周年ということもあり、カルチャーナイトの本番だけではなく、事前に駅前通の地下歩行空間でも企画展がございまして、こちらにも公文書館を紹介するような企画展を7月17日当日以外に事前にしております。

それから、7月17日の当日には、閲覧室で企画展をやりまして、こちらの展示につきましては、9月まで続けたところでございます。また、11月以降は、所蔵資料を使った別な展示を展示室で行いました。そして、2月末から3月初めにかけて、市役所本庁舎1階のロビーで公文書館を紹介するパネル展を行ったところでございます。今年も、カルチャーナイトに合わせて、7月22日に閲覧室で展示を行い、その後も閲覧室でのパネル展を続けております。

それから、今年度は、初めての試みとして、12月に、本庁舎だけではなく、各区でもやってはどうかというお話を前にいただきましたので、今年12月に豊平区民センターで

展示をする予定です。また、2月末から3月初めごろには、本庁舎1階で公文書館のパネル展をやる予定です。

それから、13ページの刊行物の関係ですが、平成27年度は6月に公文書館年報の第2号を発行しました。それから、12月には公文書館だよりの第3号を発行しております。いずれもカラー印刷として、写真や絵などを織り交ぜて、なるべく興味を持って、手にとっていただけるような工夫を我々なりにしているところでございます。

今回お配りした公文書館年報の第3号につきましては、写真等をさらに増やしました。

それから、41ページですが、公文書館への案内図がわかりづらいというお話がありましたので、改めて案内図をつくり直して、よりわかりやすい内容にしております。こちらの案内図につきましては、今後、行事を案内するパンフレットなどにも掲載し、利用してまいりたいと考えております。

そして、14ページには、研修の関係のことを記載しております。

公文書館の職員研修につきましては、(4)の専門研修への参加状況のところになりますが、まず、4回の研修に延べ14人が参加しております。

それから、同じページの下(6)の包括研修として、平成27年度から公文書館を臨時休館して、専門員が全員参加できるような研修を3回実施しております。このほか、職員向けの古文書の解読研修を毎週金曜日に実施しております。今年度もこういった研修を実施し、特に臨時休館による包括研修については回数を増やしていきたいと考えております。

それから、14ページに戻ります。

中段の(5)の職員向けの公文書管理研修についてですが、平成27年度はこういった状況になっており、28年度につきましても、一部、終わったところもありますけれども、今年度も同様に実施していく予定です。

公文書館の事業報告は以上でございます。

○大濱会長 今の報告について、ご質問はございますか。

年報は、毎年、事業報告と研究論考で構成していくということですね。

○事務局(綿貫公文書館長) 今回、こういった形になりましたが、公文書館年報の第1号には論文的なものは載っておりません。去年、公文書館ができる過程のことを研究して紹介した論文が載りまして、それが好評だったものですから、今回はいろいろと載せてみました。ただ、分量的に多くなり過ぎてしまったところもありましたので、来年度は公文書館の活動に関連したようなものに絞ったほうがいいと考えております。そのような論文的なものも多少は載せるつもりですが、できれば分冊にしないような形に持っていきたいと考えております。

○大濱会長 ある意味で言うと、合冊しないで、分冊したほうがいいかもしれません。要するに、研究論考編と事業年報的な部分は必ず出るし、研究論考編で今度の中に見られるのは、教材利用や学校連携など、教材として使うにはどういう形のものがあるかというこ

とを調べられている人がいるのであれば、そういうものをきちんと載せていったほうがいいと思います。しかも、休館日をとって研修会をやっているのです、その成果も載せるようなことを考えるなら、無理やり1冊にしないで、分冊にする方がいいのではないのでしょうか。その辺も検討したらどうですか。

○事務局（綿貫公文書館長） わかりました。来年もこういった類いのものは出てくると思いますので、実際に出てくる分量などを見ながら、必要があれば分冊するという方向で検討していきたいと思います。

○大濱会長 栃木県立文書館では、県内の文書館が持っている資料を教材別に教科書と重ねながら出していつているわけです。そういうものがあると中高あたりで使えるのではないかと思いますので、そういうものを参考にされてはどうですか。今度、全部持ってきて差し上げますので、見てください。6冊か7冊を出しています。

○事務局（綿貫公文書館長） 前に、館長会議でもそういうお話を伺ったことがございますが、そういったものも参考にさせていただいて、検討させていただきたいと思います。

○大濱会長 ほかにございますか。

○鈴江副会長 今の話の関連ですが、私も、研究論考編が別冊になったということは、むしろいいことだと思っています。

研究論考編に書かれている事柄を読んでもらう方々は、年報の本体とは別かもしれないわけです。年報を配付する範囲はおのずと決まっていると思いますが、研究論考編を見ていただく方はもう少し幅広いのではないかと思います。そうしますと、同じ部数ではなく、特に必要としている部署あるいは人がいると思いますので、そういうところに配付できると思います。そこは柔軟にお考えになったらどうかと私は思います。

○事務局（綿貫公文書館長） 今頂いたようなご意見も含めて、いろいろと検討させていただきたいと思います。

○大濱会長 ほかにございますか。

○山下委員 ちょっと細かいことですが、年報の5ページ、6ページにわからないところがあるので説明していただければと思います。

5ページの一番下の表の左側に、公文書館のみ指定④と書いてあるのが520となっております。それで、6ページの上の表の左側は、協議の結果、520がどういう扱いになったのかということだと思います。④につきましては、主な事例ということで説明されていて、非常にわかりやすかったのですが、⑤の延長扱いになっているものが280ほどあるかと思います。単純に表を見ると、280というのは、当初、各課は、指定せずに、逆に言うと廃棄しようかと思っていたのが、協議の結果、結局は延長になったということかというのが疑問でした。

以前にもこういう質問をしたかもしれませんが、説明していただければと思います。

○事務局（綿貫公文書館長） 公文書館の移管指定の仕事ですが、公文書館と原課が協議してやっていくようになったのは平成25年度からで、25、26、27年と経ちました。

原課で最初の段階で延長するとか廃棄するという入力をするわけですが、その辺の判断とこちらで考えているもののイメージが一致していませんでした。向こうも、慣れていなくて、依頼文が来てそれなりに処理してしまうわけですが、うちと話をし、よくよく考えていく中で考えが変わっていくことがあります。実際に落ちついてゆっくり考えてみると、やはり延ばしたほうが良いというものはまだ出てきている傾向があります。そういったものは、毎回やって慣れていくと、だんだん減っていくと思います。しかし、最初に依頼文を出して、延長や移管、廃棄とやっていただくところの判断が慣れていません。そのための協議でもあるわけですが、いろいろと話していく中で意見、考えが変わったところが結構な数として出てきているということでございます。

○大濱会長 ほかにございますか。

○郡司委員 話が戻ってしまいますが、年報は、欲しい方は手に入るようなものですか。どういうところに配るのか、その辺を教えてください。

○事務局（綿貫公文書館長） 年報は300部印刷して、基本的な配付先は、まず、国立公文書館と都道府県、市町村の公文書館、公文書館を持っている大学、道内の大学は全部配っていると思いますが、本州方面の大学につきましては、公文書館を持っていて、やりとりのある大学等に送っております。それから、札幌市内につきましては、市役所の行政情報課、図書館関係では中央図書館と各地区にある地区図書館、各区住民センターの図書室、コミュニティセンターの図書コーナー、ちえりあと男女共同参画センターに配付しております。基本、閲覧していただくような形で配付しております。ですので、基本的には閲覧していただいたりコピーをとっていただいたりという形になっております。

それから、ホームページ上には掲載しておりますので、インターネット環境のある方は打ち出していただくことが可能な状態にはなっており、全編載っております。

○大濱会長 ほかにございますか。

それでは、以上で今回の案件を終了しましたので、事務局から事務連絡があればよろしく申し上げます。

○事務局（野澤文書事務担当係長） それでは、事務局から次回の会議のご案内をさせていただきますと思います。

次回の会議は、平成29年3月31日で保存期間が満了する簿冊のうち、公文書館に移管されてくる予定の全ての簿冊と、廃棄される予定の公文書のうち、10年以上保存された簿冊のタイトルを委員の皆様にご覧いただき、皆様から移管や廃棄の是非についてご意見を頂きたいと思っております。

開催時期につきましては、各課での作業、公文書館での協議が終わった後になりますので、年明けを予定しておりますが、具体的な日程につきましては、遅くとも年内には調整させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○大濱会長 それから、依頼しておきたいのは、札幌も冬季オリンピックをやるようなの

で、変なスキャンダルに巻き込まれないためにも、冬期オリンピックは市の重大な事業です。これに関わる諸記録は準備段階である今のうちから目配りしておいて、きちんと保存移管されるように関係部局に伝えて下さい。よろしく願いいたします。

3. 閉 会

○大濱会長 それでは、以上をもちまして、平成28年度第1回札幌市公文書管理審議会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上